和洋女子大学　学生課

# 奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

特に、在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、１０月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。
ところで、奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。
最初の引き落としができないと、延滞となって、なかなかその状態から抜け出せなくなる恐れがあります。
そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて《注意喚起》するために、このお知らせを掲載いたします。

あなたの返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。
あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。
もう一度、ご確認ください。
万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談センター》に電話してください。ご相談の際には、奨学生番号が必要となりますので、お手元にご用意ください。

奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生のため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

《日本学生支援機構相談センター》　電話０５７０－６６６－３０１

詳しいことを知りたいときは、こちらへ。
http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/

＊諸届用紙は返還のてびきにも掲載されています。

以上